

N T T 東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「N T T 東日本」という。）から、令和元年8月30日付で、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「N T T法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、N T T 東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及び社員を活用し、同社の固定電話（※）から携帯電話への通話に際して、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、N T T 東日本が、他事業者の提供する県間電気通信役務も含めてエンドエンドで料金設定を行うにあたり、県間伝送等に係る料金設定を行うものである。

※ 固定電話：加入電話及び、I S D N 及び公衆電話。以下同じ。

2 確認の内容

N T T法第2条第5項において、N T T 東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T 西日本」という。また、N T T 東日本とあわせて「N T T 東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「N T T 東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【N T T 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、N T T 東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、N T T 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T 東日本は、本件活用業務を営むに当たって、N T T 東日本が既存の固定電話サービス等の提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備、中継系交換設備及び端末系交換設備について、本件活用業務の提供のために必要となる機能実現のための開発を実施することとしており、本件活用業務に係る所要資金は、██████████であるとしている。

本件活用業務の実施規模及びN T T 東日本の投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しては、設備については、N T T 東日本が固定電話サービス等の提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備、中継系交換設備及び端末系交換設備を活用することとなるが、本件活用業務は既に提供されている通信サービスの形態における利用者料金の設定事業者を変更するものにとどまるため、当該設備に与える影響はなく、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

さらに、職員についても、現在の固定電話サービス等に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、N T T 東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、
- ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定電話発携帯電話着の料金設定に係る利用者が主な提供対象になり得ると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、固定電話市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」（令和元年8月29日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定電話市場において、固定電話のNTT東日本の全国におけるシェア（平成30年度末）は34.9%（NTT東西のシェアは67.2%）、である。

NTT東日本の市場支配力に関して、単独で市場支配力を行使し得る地

位にあると考えられ、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている一方で、NTT東西のシェアが横ばいで推移している傾向にあり、NTT東日本が固定電話市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、NTT東日本が固定電話市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

したがって、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と合わせてステップ2）において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、NTT東日本の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、NTT東日本の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、他事業者が提供する県間伝送部分も含めてNTT東日本が料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はないとしている。

また、本件活用業務の提供に当たって、他事業者との相互接続を実施する際には、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備又は端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備は第一種指定電気通信設備として指定されており、他事業者も当該電気通信設備と相互接続することにより同様の業務の提供は可能としている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との一定の関連性が認められる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2）において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、他事業者との合意に基づいて、他事業者が提供する県間伝送部分も含めてNTT東日本が料金設定を実施するものであり、NTT西日本と連携したサービスの提供は、当面の間、予定しておらず、NTT東西間の連携による競争阻害的な要素

の拡大はないものと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関するNTT東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、NTT東日本の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、他事業者との合意に基づいて、NTT東日本が他事業者の県間伝送部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はないとしている。

また、他事業者の電気通信設備との相互接続については、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備又は端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備は第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオ

ブン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、他事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1)①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件(多数事業者間接続用インターフェース)が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考える。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、NTT東日本の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、他事業者との合意に基づいて、NTT東日本が他事業者の県間伝送部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はないとしている。

他事業者の電気通信設備との相互接続については、NTT東日本が地域電気通信営むために保有する中継系交換設備又は端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備は、接続に必要なインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、変更はなく、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、他事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、新たにネットワークの情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、事業者識別番号を現行のダイヤリングである「090等携帯電話事業者を識別する番号ー××××ー××××」の前に呼ごとに付さない形態となるが、このような料金設定については、当社固定電話サービス等電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、当社が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

他事業者が本件活用業務を営む場合、事業者識別番号を現行のダイヤリングである「090等携帯電話事業者を識別する番号ー××××ー×××」の前に呼ごとに付さない形態となるが、このような形態に係る料金設定については、NTT東日本の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、NTT東日本が保有している情報の中に新たに必要不可欠な情報はないとしている。

また、NTT東日本においては、他事業者から、現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、新たに必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和元年6月28日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した令和元年6月28日に提出を受けた禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電

気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費(顧客獲得に要するコストを除く。)の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、不当な内部相互補助の防止のための必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

【総務省が行った確認の内容】

本件活用業務の実施に当たっては、NTT東日本の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしているため、新たに関係事業者の公平な取扱いを確保するための措置を講ずる必要はないものと考えられる。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されているものと認められる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・県間伝送路調達の募集案内：

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

また、上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況等の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。